

社会保障制度のめまぐるしい動きと社会保障法学会

石橋敏郎(熊本県立大学)

社会保障法学会の事務局をお引き受けしてから1年になろうとしている。ここまでなんとか無事にやってこれたのも会員の皆様のご協力によるものである。

思い起こせば、1980(昭和 55)年 5 月に大阪弁護士会館で開かれた第 6 回社会保障法研究会(当時)で、「アメリカにおける社会保障訴訟の問題点」と題して初めて学会報告をさせていただいてから、30 年近くがたとうとしている。その頃は、堀木訴訟最高裁判決が出される前で、立法裁量論をいかに制約していくかという点に主要な関心もたれていた。そこで、生存権規定のないアメリカにおいてどのようにして社会保障受給権が保障されているのかを研究すれば、生存権規定のないアメリカでさえこんなに受給権が保護されているのだから、日本ではもっと明確に権利性が認められても良いのではないかという単純な発想からとりかかった報告であった。

だが、21 世紀になると社会保障をとりまく状況が一変した。財政面からの見直しはもちろんのこと、措置制度から契約制度への変更、多様な事業者の参入、さらに、最近では、介護保険法改正による新予防給付・地域支援事業の創設、生活保護受給者に対する自立支援プログラムの導入、障害者自立支援法の制定、老人保健法の廃止と高齢者医療確保法の特定健康診査・特定保健指導の実施などに見られるように予防重視型・自立支援型システムへの転換がはっきりとした形で打ち出されてきた。

社会状況が変化し、国民生活の様子が変われば、それに応じて社会保障制度も改編されていくのは当然のことであろう。しかし、私が学会報告を初めてさせていただいた 30 年前には、想像もつかなかったような新しい仕組みが次々と登場し、いまや政策だけがどんどん先行していつているかのような印象さえうける。混沌とした 21 世紀にあっては、社会保障政策をリードしていくような法理論の構築とこれまでの固定観念にとらわれない柔軟なアプローチが社会保障法学会に求められているように思われる。